通　知　書

令和○年○月○日に父が亡くなってから、早３か月が経過しました。亡父に遺言はなく、いまだ相続人間で遺産分割協議がまとまっていないため、亡父の遺産は全相続人が共有していることになります。

貴殿は、父が所有していた東京都○○区○○町○丁目○番○号所在の土地建物（以下「本件不動産」といいます。）に居住していますが、今般、貴殿が亡父の遺産の一つである本件不動産の売却話を進めていることが判明しました。

前述の通り、本件不動産は全相続人が共有するものであり、貴殿単独で処分可能な財産ではありませんので、遺産分割協議が終了するまで勝手な処分をしないよう、本書面をもって警告します。

東京都新宿区○○町○丁目○番○号

甲野太郎　殿

令和○年○月○日

　　　　東京都新宿区○○町○丁目○番○号

　　　　　通知人　甲野次郎　　　　　　㊞